

## 研究ノート 世代間格差に関する一考察

### A study note : A view of generation gap

久保和華

少子高齢社会の進行は、老後の所得保障の中心を担っている公的年金制度にも大きな影響を与えている。世代間の不公平が問題になっているが、世代間格差をモデルとアンケート調査によって考察し、格差の性質と老年者、若年者の公的年金制度への意識格差をまとめる。

キーワード：世代間格差,公的年金制度

#### 目次

I はじめに

II モデル

III アンケート調査の概要

IV おわりに

---

#### I はじめに

各種のアンケート・世論調査などをみても若年世代の年金不信は大きく、高齢化・少子化が進展するにつれて、公的年金は若年世代にとって不利な制度であるという認識が一般化していることも影響しているだろうといわれている。最大の問題点は賦課方式の公的年金制度が高齢化・少子化の進展に耐えるのか、持続可能なのかということである。賦課方式の公的年金制度での実質的な年金収益率は経済成長率と人口増加率の合計で与えられることが知られている。高度成長期にはどちらもかなり高かったので、賦課方式の年金制度は経済合理性にあったものといえた。しかし、現在これらの成長率の水準はきわめて低く、将来は現在以上の厳しい数字が予想されている。したがって、ある程度の給付の切り下げ・抑制とある程度の負担の増加をしない限り、公的年金制度を維持するのは無理であると考えられている。しかし、逆に言えば、給付水準をある程度抑制するか、負担水準をある程度増加させれば、現行の賦課方式の年金制度を維持することは可能であるとの指摘もある。

世代会計などの世代別負担に関する損得論は、しばしば、世代間の不公平を指摘する手段として用いられやすい。しかし、この損得計算には、過去の保険料負担について物価や賃金の上昇を

考慮していないなど計算自体に大きな問題があり、各世代をとりまく社会経済の状況が変化していることを無視しているなど、その世代間の格差の評価には問題が少なくないという指摘がある。そこで、2節では世代間格差をモデル上で検討し、3節ではアンケート調査により世代間格差の意識を調べ、最後に今後の課題をまとめる。

## II モデル

本節では世代間格差について考察し、将来世代は負担超過になるのかどうかを検討する。世代間格差を

$$\text{世代間格差} = \text{生涯給付} \cdot \text{負担比率} = \text{生涯受取給付額} / \text{生涯支払負担額} = B/A$$

と表すと、 $B/A > 1$  ならば受取超過、 $B/A < 1$  ならば負担超過となる。ここで記号を、各期の生涯支払負担額  $A$ 、生涯受取給付額  $B$ 、世代間格差  $F$ 、公的年金保険料  $t$ 、各期の給付額  $b$ 、支給開始までの期間  $n$ 、引退期間  $m$ 、利率  $r$  で表すことにする。

各個人は 20 歳から 59 歳まで公的年金の保険料  $t$  を毎年 1 度支払い、年金給付の支給開始年齢は 65 歳とし死去するまで毎年 1 度年金給付  $b$  を受けると仮定する。個人の現時点の年齢は  $65 - n$  歳で、 $65 + m$  歳まで有限期間生きて給付を受けるとする。個人は年金支給開始前には死去しないものと仮定する。生涯受取給付額と生涯支払負担額を各個人の 65 歳時点で評価するものとする。したがって生涯受取給付額は受取総額の割引現在価値となり次のように表される。

$$\begin{aligned} \text{if } r = 0, B &= b + \frac{b}{1+r} + \frac{b}{(1+r)^2} + \dots + \frac{b}{(1+r)^m} \\ &= b(m+1) \end{aligned}$$

$$\text{if } r \neq 0, B = \frac{b}{r} \left\{ 1+r - \left( \frac{1}{1+r} \right)^m \right\}$$

生涯支払負担額は次のように表される。

$$\begin{aligned} \text{if } r = 0, A &= t(1+r)^6 + t(1+r)^7 + \dots + t(1+r)^n \\ &= t(1+r)^6(n-5) \end{aligned}$$

$$\text{if } r \neq 0, A = t(1+r)^6 \frac{\{1 - (1+r)^{n-5}\}}{(-r)}$$

したがって世代間格差は以下のように記述される。

$$\text{if } r = 0, F = \frac{B}{A} = \frac{b(m+1)}{t(1+r)^6(n-5)} \quad (1)$$

$$\text{if } r \neq 0, F = \frac{B}{A} = \frac{-b \left\{ 1+r - \left( \frac{1}{1+r} \right)^m \right\}}{t(1+r)^6 \{1 - (1+r)^{n-5}\}} \quad (2)$$

(1)は条件から次のようになる。

$$\text{if } r = 0, F = \frac{b(m+1)}{t(n-5)} \quad (1)'$$

世代間格差の性質を調べると以下の結果となる。

(i) 利率=0 のとき

$$\frac{\partial F}{\partial n} = \frac{b(m+1)}{t(1+r)^6} \frac{(-1)}{(n-5)^2} < 0$$

$$\frac{\partial F}{\partial m} = \frac{b}{t(n-5)} > 0, \text{ if } n > 5$$

$$\frac{\partial F}{\partial t} = \frac{b(m+1)}{(n-5)} \frac{(-1)}{t^2} < 0, \text{ if } n > 5$$

$$\frac{\partial F}{\partial b} = \frac{m+1}{t(n-5)} > 0, \text{ if } n > 5$$

(ii) 利率≠0 のとき

$$\frac{\partial F}{\partial b} = \frac{1+r - \left(\frac{1}{1+r}\right)^m}{t(1+r)^6 \{1 - (1+r)^{n-5}\}} > 0, \text{ if } n > 6$$

$$\frac{\partial F}{\partial t} = \frac{-b \left\{ 1+r - \left(\frac{1}{1+r}\right)^m \right\}}{t^2 (1+r)^6 \{1 - (1+r)^{n-5}\}} < 0, \text{ if } n > 6$$

$$\frac{\partial F}{\partial r} = \frac{bK}{t \{ (1+r)^6 - (1+r)^{n+1} \}^2} > 0, \text{ if } n < 5$$

$$\frac{\partial F}{\partial m} = \frac{b}{t \{ (1+r)^6 - (1+r)^{n+1} \}} \left( \frac{1}{1+r} \right)^m \log(1+r) > 0, \text{ if } n < 5$$

$$\frac{\partial F}{\partial n} = \frac{-b \{ 1+r - (1+r)^{-m} \}}{t \{ (1+r)^6 - (1+r)^{n+1} \}^2} \{ 1+r - (1+r)^{-m} + (1+r)^{n+1} \log(1+r) \} < 0$$

以上の結果を次の表にまとめる。

(i)  $r=0$  のとき

	$n \uparrow$	$m \uparrow$	$t \uparrow$	$b \uparrow$
$n > 5$	F ↓	F ↑	F ↓	F ↑
$n < 5$	F ↓	F ↓	F ↑	F ↓

(ii)  $r \neq 0$  のとき

	$n \uparrow$	$b \uparrow$	$t \uparrow$	$m \uparrow$	$r \uparrow$
$n > 6$		F $\uparrow$	F $\downarrow$		
$n < 6$		F $\downarrow$	F $\uparrow$		
$n > 5$				F $\downarrow$	F $\downarrow$
$n < 5$				F $\uparrow$	F $\uparrow$
	F $\downarrow$				

利率が  $0$  のとき、支給開始までの期間が  $5$  年より長い場合、誕生年がおそいつまり若年者になるほど負担超過となる。また引退期間が延びるつまり長生きするほど受取超過となり、さらに保険料が引き上げられると負担超過が発生し、給付額が引き上げられると受取超過となる。

利率が  $0$  のとき、支給開始までの期間が  $5$  年より短い者は、長生きするほど負担超過となる。さらに保険料の引き上げは受取超過を発生させ、給付額の引き下げは負担超過を発生させることになる。

利率が  $0$  でない場合、若年者になるほど超過負担になることは誕生年の影響を受けない。給付額の引き上げは、支給開始までの期間が  $6$  年より長いなら受取超過、 $6$  年より短いならば負担超過となる。保険料の引き上げについては支給開始までの期間が  $6$  年より長いなら負担超過、 $6$  年より短いならば受取超過となる。支給開始までの期間が  $5$  年より長いなら長生きするほど負担超過、 $5$  年より短いならば受取超過となる。利率の上昇は、支給開始までの期間が  $5$  年より長い者には負担超過を発生させ、 $5$  年より短い者には受取超過を発生させる。

### III アンケート調査の概要

本節では  $2003$  年  $10$  月に実施した年金に関する意識調査の概要を紹介する。これは、年金に関する意識格差を調査しようとしたものである。調査対象は、 $2003$  年  $10$  月の公開講座に出席された宮崎市民の皆様 (1) と宮崎公立大学生 (2) であり、調査方法はアンケート用紙を配布しその場で記入をしてもらい回収をおこうというアンケート調査です。それぞれの有効回答数は  $23, 48$  です。これらの結果は図 1 と図 2 に示している。

前者の調査 (1) について、調査の対象者を世代別にみると  $60-77$  歳が  $52\%$ 、 $49-59$  歳が  $30\%$ 、 $36-48$  歳が  $8\%$ 、 $23-35$  歳が  $8\%$  となっている。性別では男性  $30\%$ 、女性  $70\%$  である。所属している年金制度別では第 1 号被保険者  $0\%$ 、第 2 号被保険者 (厚生年金)  $52\%$ 、第 2 号被保険者 (共済年金)  $13\%$ 、第 3 号被保険者  $26\%$  である。老後の心配をしている者が  $82\%$ 、心配していない者が  $13\%$  である。自分が年金をもらえると考えている者は  $78\%$ 、そうは考えていない者は  $13\%$  である。公的年金制度の信頼度については、非常に信頼が  $8\%$ 、まあまあ信頼が  $69\%$ 、

信頼できないが 21%である。公的年金への依存度については、老後資金の全額は 21%、老後資金の一部としては 78%、老後資金として必要なしが 0%である。公的年金以外の手段を老後資金の準備をしている者は 56%、していない者は 39%である。年金制度の安定的な存続の希望については、95%が望んでおり 4%が望んでいない。負担の増加や給付の引下げについては、56%が仕方がない、34%がそうは考えていない。

後者の調査(2)について、調査の対象者を世代別にみると 22 歳以下が 85%、23-35 歳が 12%となっている。性別では男性 17%、女性 83%である。所属している年金制度別では第 1 号被保険者 7%、第 2 号被保険者(厚生年金) 16%、第 2 号被保険者(共済年金) 2%、第 3 号被保険者 2%、無回答が 64%である。この結果については事前に年金制度の説明をおこなっていなかったため奇妙なものとなり、年金制度が把握されていないことが示唆された。老後の心配をしている者が 77%、心配していない者が 23%である。自分が年金をもらえると考えている者は 56%、そうは考えていない者は 41%である。公的年金制度の信頼度については、非常に信頼が 4%、まあまあ信頼が 41%、信頼できないが 54%である。公的年金への依存度については、老後資金の全額は 2%、老後資金の一部としては 83%、老後資金として必要なしが 14%と考えている。公的年金以外の手段で老後資金の準備を考えている者は 12%、考えていない者は 85%である。年金制度の安定的な存続の希望については、87%が望んでおり 8%が望んでいない。負担の増加や給付の引下げについては、41%が仕方がない、52%がそうは考えていない。

高齢世代・若年世代をとおして年金制度の安定的な存続の必要性を意識していることは明らかになったが、制度への信頼度や運営方法についての意識は異なっていることが示唆された。

#### IV おわりに

本稿において、世代間格差について利子率が 0 でない場合も利子率が 0 の場合将来世代ほど負担超過となるという結論を得た。世代間格差を考察するにあたり物価の上昇やマクロモデルを考慮に入れていないこと、支給開始年齢の繰上げ繰下げを検討していないことは今後の課題として残っている。

また、アンケート調査をとおして、高齢世代、若年世代ともに安定的な公的年金制度の存続を望んでいる一方で、自分が老後年金をもらえるのか、あるいは年金政策について、両者の意識が異なることが明らかになった。

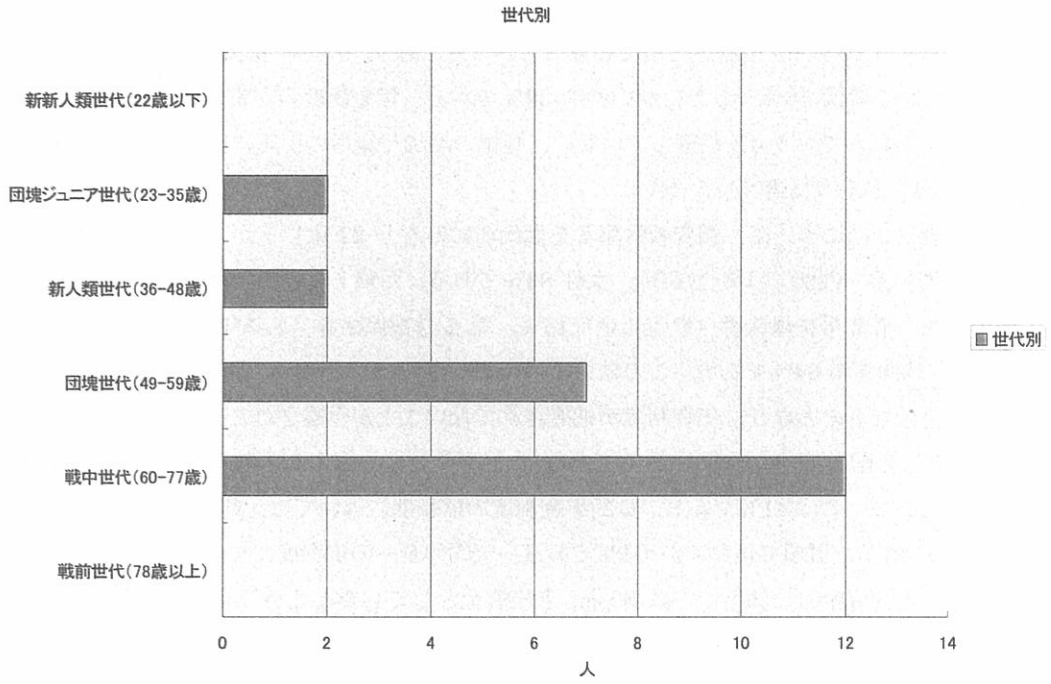


図1-1

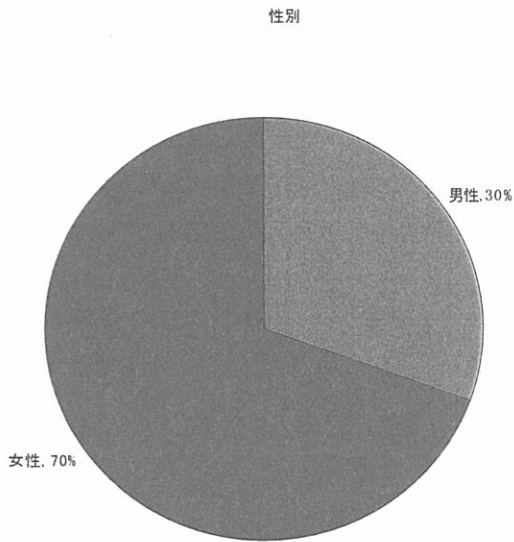


図1-2

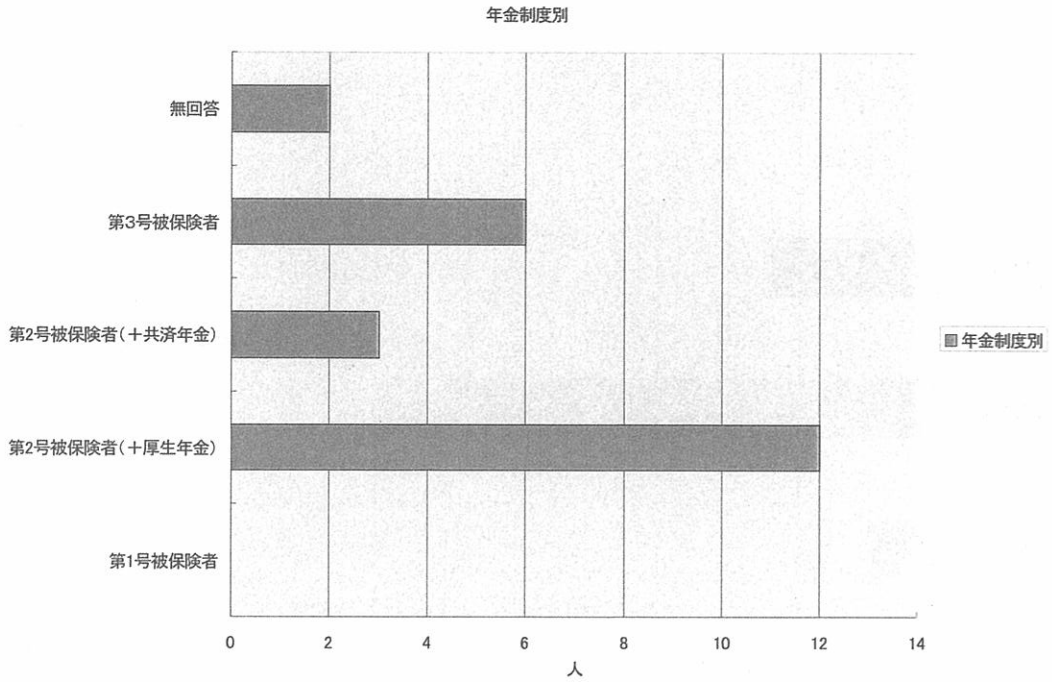


図1-3

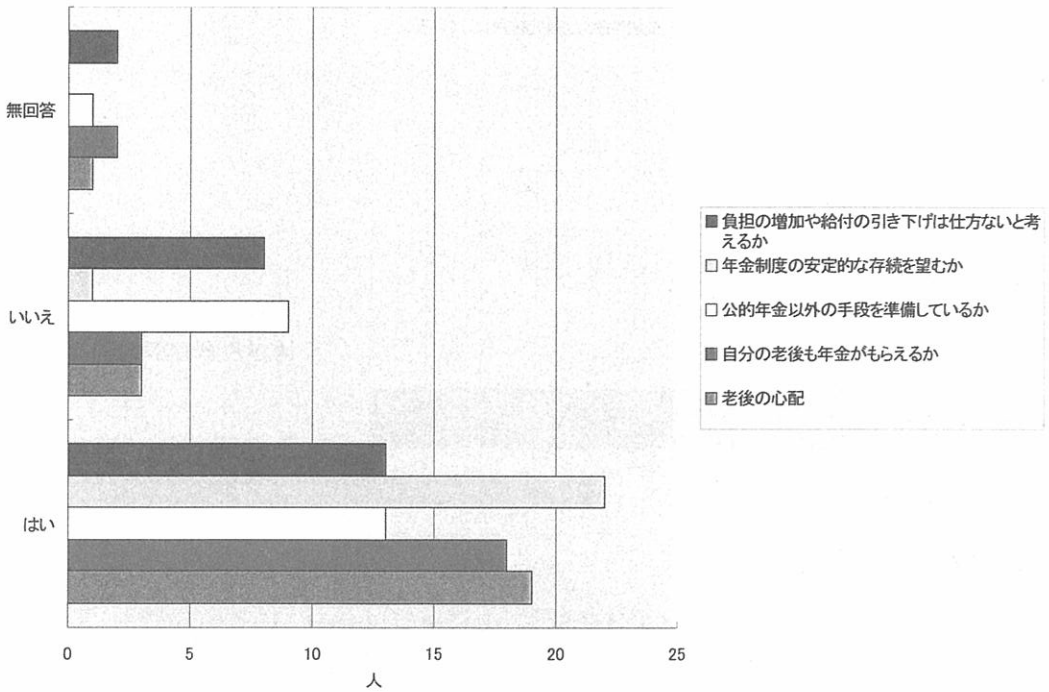


図1-4

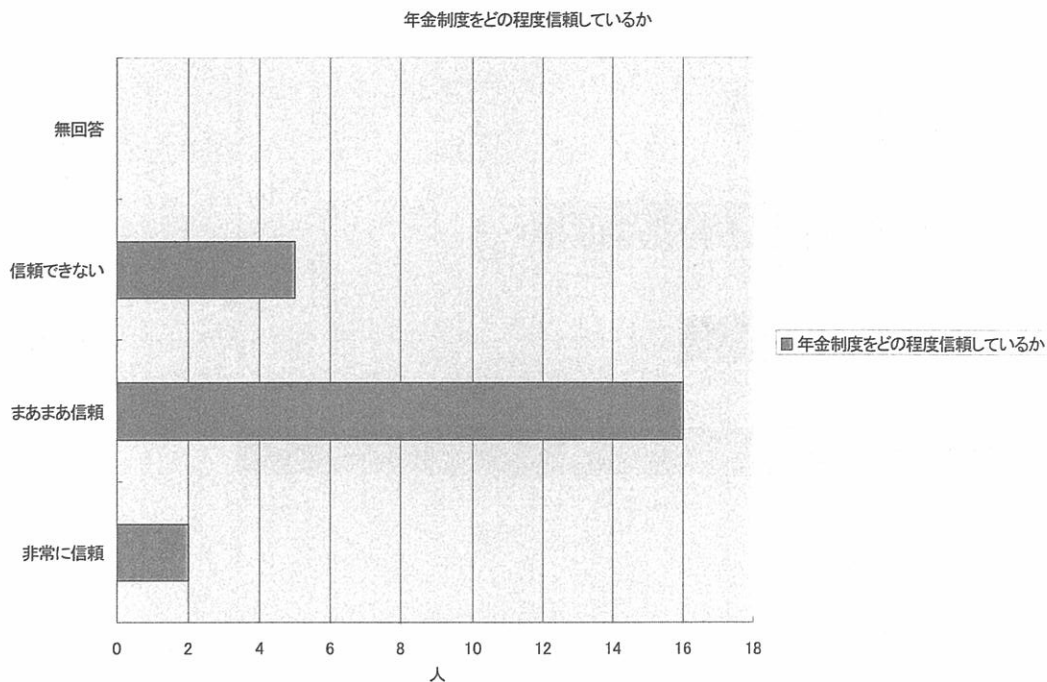


図1-5

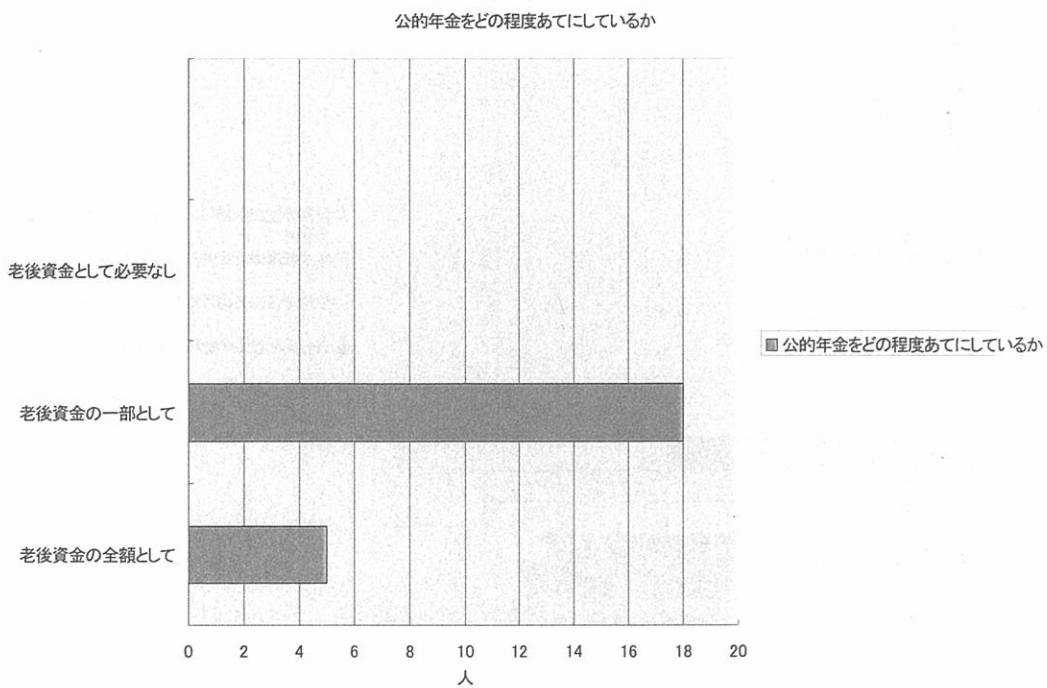


図1-6



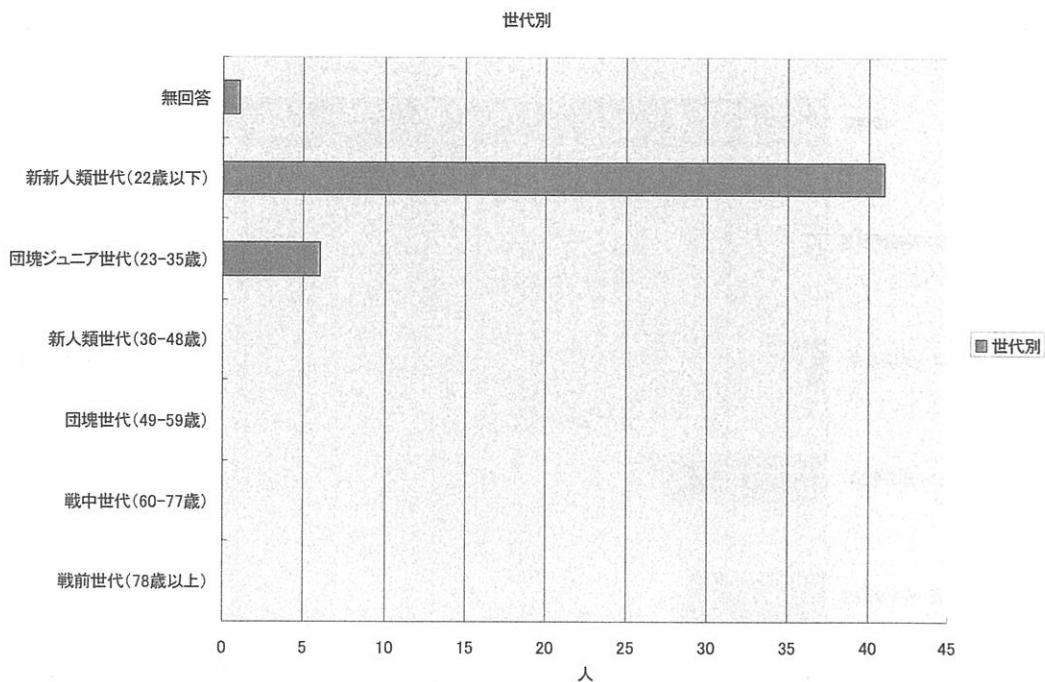


図2-1

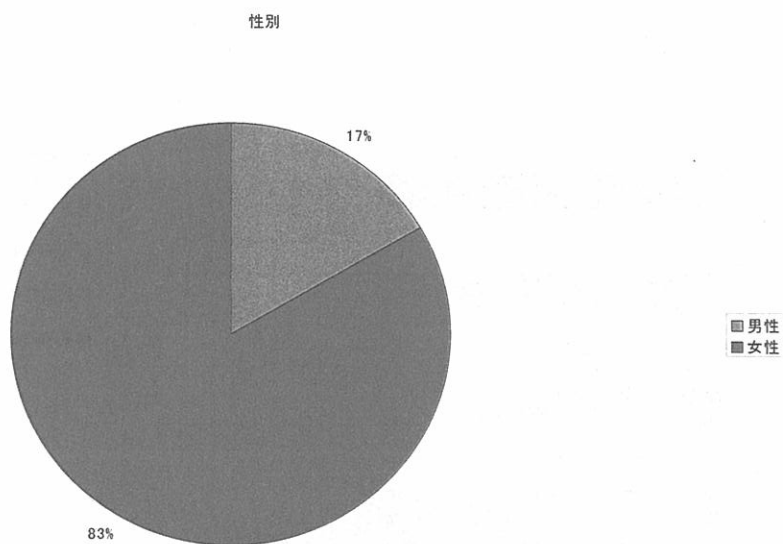


図2-2

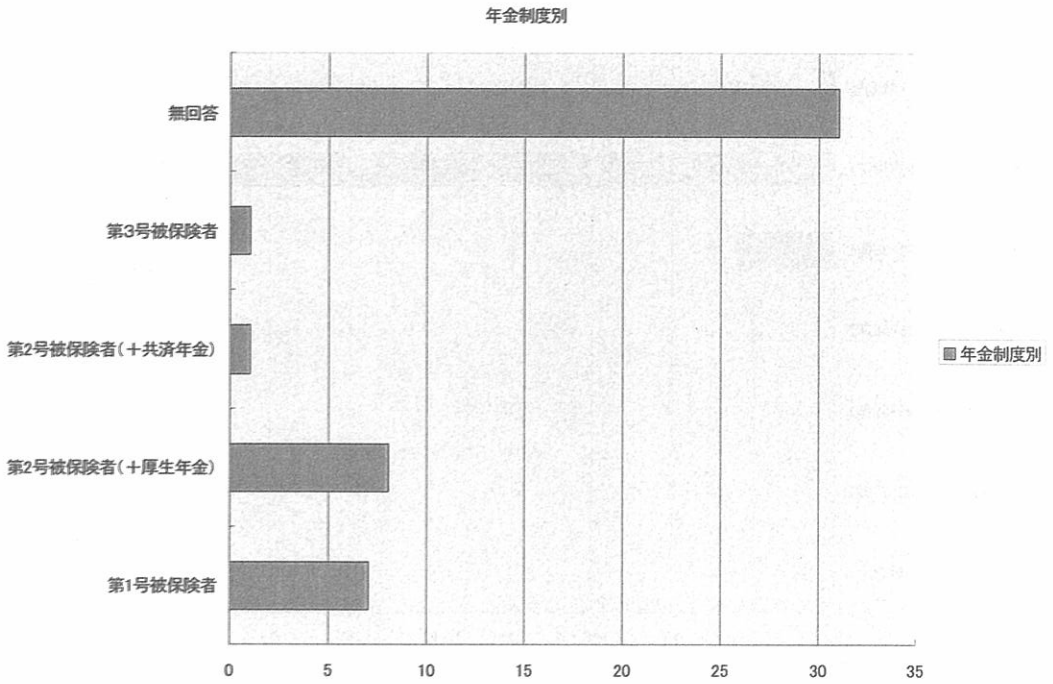


図2-3

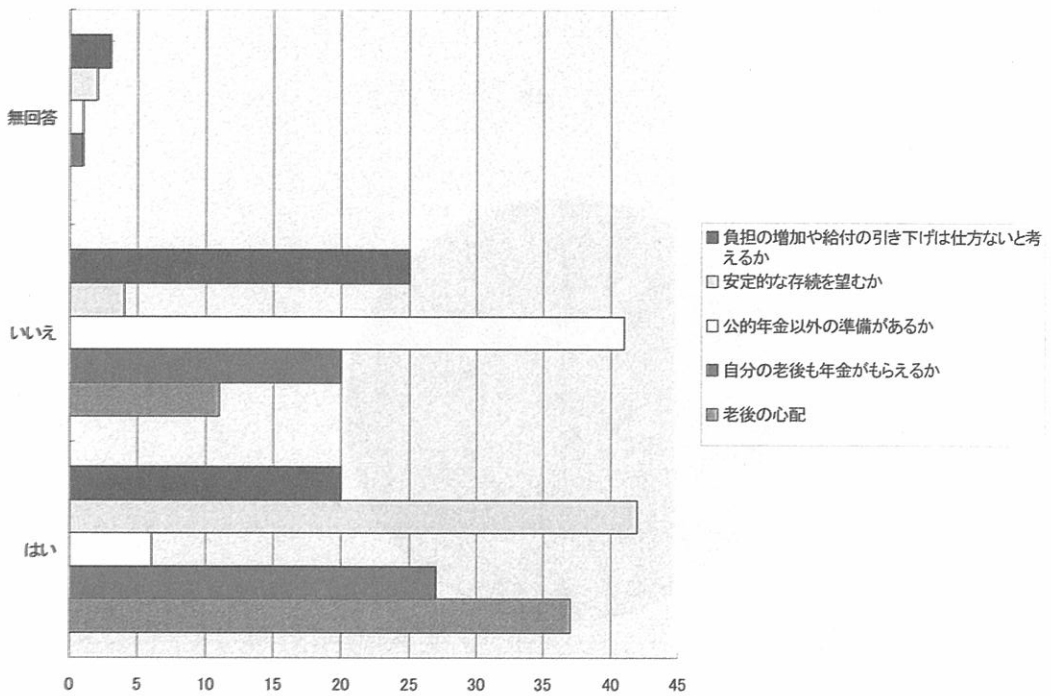


図2-4

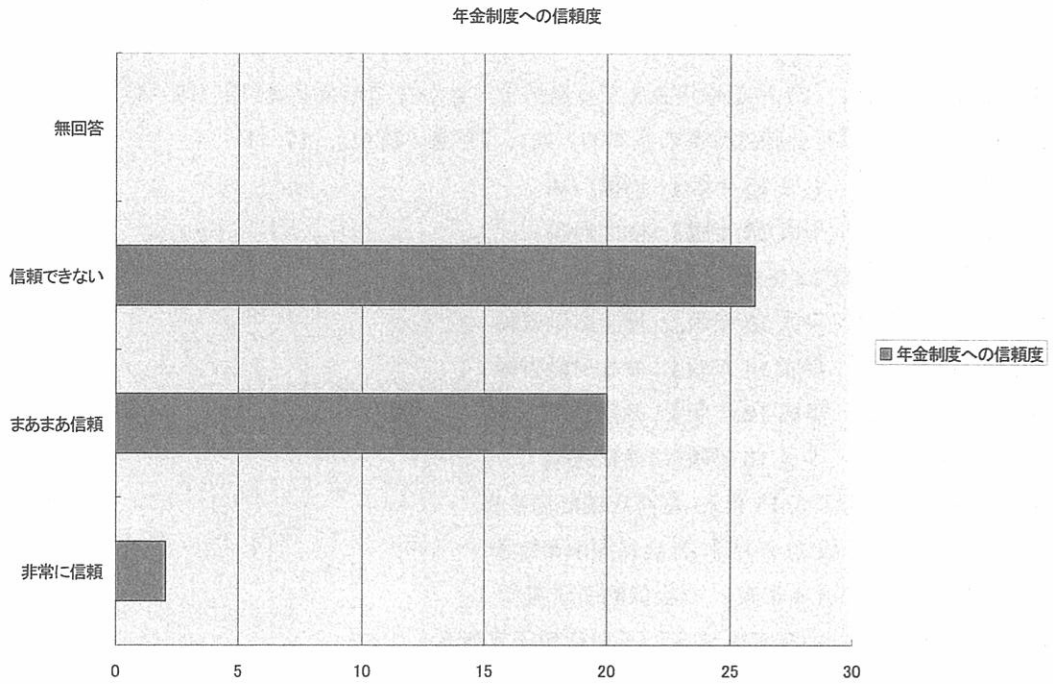


図2-5

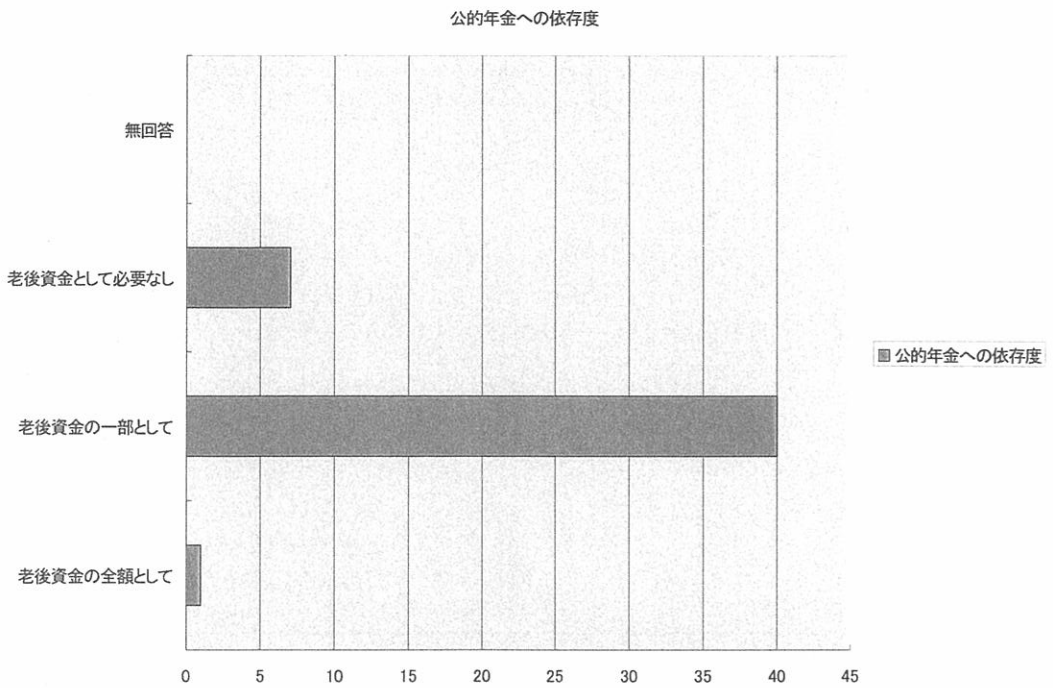


図2-6

参考文献

- (1)井堀利宏, 1998, 「21世紀の年金をどう選択すべきか」, 『年金と雇用』, 17 (1)
- (2)堀勝洋, 1998, 「年金制度改革の基本的方向」, 『年金と雇用』, 17 (1)
- (3)『経済財政白書 平成15年版』, 内閣府編
- (4)『経済財政白書 平成13年版』, 内閣府編
- (5)『厚生白書 平成12年版』, 厚生省編
- (6)『厚生労働白書 平成15年版』, 厚生労働省編
- (7)『厚生労働白書 平成14年版』, 厚生労働省編
- (8)『高齢社会白書 平成12年版』, 総務庁編
- (9)『地方財政白書 平成15年版』, 総務省編
- (10)『日本統計年鑑平成15年』, 総務庁統計局監修
- (11)『年金白書 平成11年版』, 社会保険所研究所
- (12)『年金白書 平成9年版』, 社会保険所研究所
- (13)『平成11年全国消費実態調査』, 統計情報研究開発センター
- (14)『労働白書 平成12年版』, 労働省編